

## 妊婦・授乳婦専門薬剤師認定の更新条件

1. 日本病院薬剤師会は、妊婦・授乳婦専門薬剤師の資質を向上させる目的で、認定の更新を行う。
2. 認定期間は5年間とする。認定更新されない場合は、引き続き、妊婦・授乳婦専門薬剤師を呼称することはできない。
3. 更新を保留する場合は最長3年間まで認めることとする。保留期間中は妊婦・授乳婦専門薬剤師を呼称することはできない。保留する場合は、理由書（様式自由）を提出する。
4. 日本病院薬剤師会は、更新対象者に満期の約1年前に更新手続きを通知する。
5. 更新に必要な条件は以下の通りとする。
  - (1) 認定期間中継続して、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別記1に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
  - (2) 更新申請時において、日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会のいずれかの会員であり、かつ、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本先天異常学会のいずれかの会員であること。
  - (3) 認定期間中、施設内において妊婦・授乳婦に関する専門的業務に従事していたこと、および施設内・地域・学会等において指導的役割を果たしてきたことを証明できること。
  - (4) 更新申請までの5年間に、別記2に定める妊婦・授乳婦に関する講習単位30単位以上（特段の理由がない限り、毎年最低3単位以上）を取得すること。ただし、30単位のうち日本病院薬剤師会の妊婦・授乳婦に関する講習会あるいは妊娠と薬情報センター（国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの）が実施する講習会で12単位以上を取得すること。
  - (5) 更新申請までの5年間に、関連する国際学会、全国レベルの学会あるいは日本病院薬剤師会ブロック学術大会において妊婦・授乳婦に関する学会発表が1回以上（共同発表者でも可）、または複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に妊婦・授乳婦に関する学術論文が1編以上（共同著者でも可）あること。

別添

妊婦・授乳婦専門薬剤師認定の更新条件に関する事項

(2) で「更新申請時において」とは、更新認定開始日前日を指す。

別記 1

(1) で「別記 1 に定める団体」とは、以下の通りである。

- 日本薬剤師会
- 日本女性薬剤師会

別記 2

1. 妊婦・授乳婦専門薬剤師の更新に関する講習単位数一覧表

研修項目	単位数
日本病院薬剤師会の妊婦・授乳婦に関する講習会への参加	6 / 日
日本病院薬剤師会Future Pharmacist Forumでの妊婦・授乳婦に関するシンポジウムへの参加	1 / 2 時間
妊娠と薬情報センター（国が国立研究開発法人国立成育医療研究センターに設置したもの）・一般社団法人妊娠と薬情報研究会が実施する講習会への参加	1 / 2 時間
各都道府県病院薬剤師会（ブロック学術大会含む）の妊婦・授乳婦に関する講習会（※2）への参加	1 / 2 時間（※3）
対象となる学会（※3）の主催する妊婦・授乳婦に関する講習会への参加	1 / 2 時間
日本病院薬剤師会が認定した妊婦・授乳婦に関する集合研修（※4）への参加	1 / 2 時間
日本病院薬剤師会が実施する妊婦・授乳婦に関するeラーニングの受講	0. 25 / 30分
国際学会あるいは全国レベルの学会（※5）においての妊婦・授乳婦に関する学会、研究会等での発表（筆頭演者）	3 / 報
国際学会あるいは全国レベルの学会（※5）においての妊婦・授乳婦に関する学会、研究会等での発表（共同演者）	1 / 報
複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に妊婦・授乳婦に関する学術論文（筆頭著者）	10 / 編
複数査読制のある国際的あるいは全国的な学会誌・学術雑誌に妊婦・授乳婦に関する学術論文（共同著者）	4 / 編

※1 講習会を開催する都道府県病院薬剤師会は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。

※2 最低1時間以上

1時間：0. 5単位

1時間30分：0. 75単位

※3 日本薬学会、日本医療薬学会、日本臨床薬理学会、日本産科婦人科学会、日本小児科学会、日本先天異常学会

※4 集合研修の主催者は、日本病院薬剤師会に申し込みを行い、承認を得ること。

※5 日本病院薬剤師会ブロック学術大会もこれに準じる。

2. 更新申請時には、講習会等の受講証明書、日病薬病院薬学研修単位に係る書類、論文の別刷またはコピーなどの単位の取得を証明する書類を添付すること。

#### 附則

1) 平成22年3月20日制定

2) 平成26年2月8日改定

3) 平成27年2月14日改定

4) 平成28年2月13日改定

5) 平成29年12月16日改定

6) 令和元年12月21日改定、令和2年4月1日施行

7) 令和3年4月10日改定、令和3年6月1日施行

8) 令和4年2月5日改定、令和4年4月1日施行

9) 令和6年5月19日改定、令和6年6月1日施行 ただし、令和8年度までに更新申請するものにあつては(4)は[従前の更新条件](#)で差し支えない。また、従前の更新条件を使用して申請する場合、講習単位に関する[「専門薬剤師・認定薬剤師の認定審査・更新審査に係る取扱いについて\(Q&A\)」](#)は従前(令和4年12月17日付日病薬発第2022-156号)の内容を確認すること。